

討 論

司会(小山) まず順序として、いま隅谷さんのほうからコメントが出されましたので、それについて各レポーターのほうで、何かおっしゃりたいことがあれば、簡単に結構ですので、それぞれのお立場でお出しいただきたい。またこういうことをもう少し言いたかったが抜けていたということがあれば、補足するという意味でも、ご発言いただければ、ありがたいと思う。

阿部 まとまりのないことを、しかも比喩的に申したので、舌足らずでしたが、福祉社会重視の道を選んでいかなければならない、それこそまさに21世紀への道だという前提に立って申し上げたつもりである。しかしそれに対して、きのうのレーガンの一般教書に現われるように、福祉が諸悪の根源だと言うような意識が社会にはないわけではない。しかもそれは、私は地域で住民に触れているが、日本の社会でも決して例外ではない。なぜ福祉を重視しなければならないのかが、十分に説得力を持って、国民の中に浸透していない、また説得できないのが悩みである。

それに対していったいいかなる根拠で、どのような理論に立って、福祉重視を私どもが発言するのかを、考えなければならないのではないかと、いうことを申し上げたつもりである。日本の伝統文化、価値観の問題に触れて申し上げたが、隅谷先生のお話しで言うならば、いかに個を確立していくかの努力なしに、社会保障の発展も困難なのではないか。そこで社会保障の持つ普遍性を、いったいどのような形で拡大していくことができるのかが、私の持っている問題で、そのへんをお教えいただければと思う。

それから国際化で私の頭にあるのは、保険と扶助とに分けるとするならば、それは主として扶助という面であるが、同時に、たとえばデンマーク人がスカンジナビア圏で病気をしたときに、医療保険が適用されるということがある。こういうこ

とは社会保障の原則でいうと、いったいどれだけ拡充していく可能性があるのか。私は素人でわからないが、一国を越えて北欧といったリージョン、あるいはそれを英国にまで拡大しえたとしても、それ以上の適用は無理だということなのか、それとも社会保障はもう少し国際的に普遍化する可能性があるのかもご教示をいただければ大変ありがたいという意味で、先ほど申し上げたわけである。

以上です。

高梨 私、1、2点補足をしたいと思う。1つは福武先生のコメントにもありましたが、いま核家族化が進むということは、言ってみれば私的な扶養能力の低下ということですが、これは計量的に検証する必要があるけれども、老人と子供が同居している複合世帯の比率が60%と、日本は高い。私の見通しでは、西欧のように低くならないと予想しています。ただそれは予想であって、実証してみなければならぬし、これからの若者達の就業構造にもかかわることだと思う。そして大学卒業生だけを見ていると、いまは自分の生家から通勤したいということで、Uターン希望者が相当増えている。これは正確には捕捉できないが、個別の大学で見ると、5割ぐらいに達している。これは東京に住んでもとても土地付きの家は持てないということで、自分の生家にUターンしている。ただその際に、地方での雇用機会がどう提供できるかということが、それにかかわってくる。

いま第3次産業は、流通産業などは全国店舗展開をしているので、そこでの人事管理方針で、大学卒ですと全国店舗をグルグルとローテーションしながらプロモーションさせていったわけですが、最近はその店舗に定着をしてしまう社員とか、いろんなコースをつくりはじめたので、地方の自分の生家で年寄り夫婦を扶養しながら、通勤

する者が、若干増えつつある。これがどういう傾向にいくのか、もう少し検証する必要がある。

もう1つは、日本の産業構造は、重化学工業の場合はどうしても臨海部立地だから、太平洋ベルト工業地帯に展開されたが、それ以外の知識集約型産業になると、重化学工業のように臨海の立地ということは、必ずしも強く要請されなくなってくる。地方への事業所、工場等の分散が可能になる。とりわけME機器をはじめ情報処理技術がそれを可能にしている。しかしまだ情報処理機器というのは、単体ではいって、システムのほうはいっていないから、それに応ずる社会経済システムがこれからどうできていくかが、情報処理技術を活用する道でもあるわけですが、そこまで技術革新的になるかどうか、これからが正念場を迎えると思うのですけれど、私はたぶん日本の場合には、それは成功していくだろうと予測しています。そうすれば雇用機会は地方に分散可能になる。いままでは東京に中枢管理機能があり、そこに情報が集中していたのは、情報システムがうまく全国網として、ネットワークで展開されていなかったからだと思う。

そういうことで核家族化がこれからどんどん進行をして、私的扶養能力が低下しつづけるという予想は大変立てにくいのではないかと。しかしこれはあくまで仮説で、実証が必要です。

もう1つは、先ほど隅谷先生から私にコメントをいただいたわけですが、福祉サービスというのはいったいどう考えるかということです。細かいことを申し上げて恐縮ですが、労働者派遣法、これのまとめ役を私は審議会でやりましたが、この労働者派遣事業の定義は、「自ら雇用する労働者を他人に使用させる」という、こういう定義になっている。これは「他人に」になっている。「他の事業主」にはなっていない。これは「他人に」にしないと、個人に派遣した場合には、法律の網の目がかからないという技術的な問題もありますが、私がそこにこだわったのは、福祉サービスには派遣形態になじむもののがかなりあると見たからです。これから年寄りでも受益者負担で、ある程度負担する能力のある人が出てくるので、

必ずしも福祉サービスは全部無料サービスでなくて、有料でということも有りうる。その場合の1つとして、派遣形態になじむのではないかと。これから政令で業務範囲を決めるのですが、その中に差し当たりは福祉サービスははいらないが、将来の含みとしては、そこまで考えていいのではないかと。また中間施設問題が老人保健法との関係でいま問題になっているが、そういった老人福祉サービスというものを、1つの事業形態で対応できるようなことを考えないと、とても財政的に負担に耐えられないだろうと思う。

もう1つは技術的進歩とのかかわりですが、高齢者になるとどうしても、技術変化に対する適応能力が衰えるのはたしかですが、これからME機器でも、その他の技術でも、それを使いこなす圧倒的人口は、中高年齢者になるので、いままでは技術的要請で人間が技術に適応するというところで、技術的進歩がはかられてきたが、これからの世の中は逆で、人間の側に技術を合わせていくということになるのではないかと。つまり高齢者向けのME機器の開発が進むのではないかと。またそういう開発を急テンポに進める必要がある。ユーザーは圧倒的に高齢者だから、使い手がそうなれば、ハードウェアのメーカーの側も、それ向けのハードウェアを開発する、ソフトも開発をするということで、高齢者が適応しやすいようなME機器の開発という、そういう方向に技術の改良、進歩の発想を大幅に変える必要がある。それによって高齢者の雇用期間は延長できる。そうすれば公共サービスで行う福祉サービスの財政の節約にも役に立つのではないかと。思う。

野口 隅谷先生から何点かご質問があったので、それに対して簡単にお答えしたい。

まず第1点、賦課方式か積立方式かという点だが、このモデルは完全な賦課方式を想定している。14ページの22式というのが、政府の予算制約だが、各年度において保険料の総額が、給付総額に等しいという、完全な賦課方式を想定している。日本の現状に照らしてどっちが合っているかは、あとで申し上げるが、積立方式のモデルは可能であって、実際にそのようなシミュレーション

を行ってみた。結論にどのような差が出てくるかだが、先ほど言ったように公的年金が資本蓄積に与える影響は2つの要因に依存しているわけで、公的年金が同一世代の中で保険機能を果たすということが、1つの要因である。もう1つは賦課方式の場合には、政府の手元に積立金がないということから発生する問題である。前の大統領経済諮問委員長であったマーティン・フェルドシュタインが、公的年金の問題点を論じたのは、第2の点を問題にしたわけである。つまりこれは賦課方式であるために生ずる問題である。しかし1番目の点は積立方式の年金によっても生ずる問題で、それによって資本蓄積が減少する。

なお、積立方式か賦課方式かということは、代表的な1人の個人、あるいは1つの世代について、生涯における保険料の総額と期待需給の関係から判断されるわけで、現実には積立金が存在するかどうかということとは別の問題である。そして生涯にわたっての保険料の総額と、期待年金受給額がどうなっているかというのは、さまざまな仮定に依存するが、私の試算では、現在の日本の厚生年金の場合に、生涯期待受給額の現在値の約3分の1ないし4分の1ぐらいの保険料しか徴収していないと考えるので、ほぼ4分の3ぐらいは賦課方式としての要素を持っている、そのような構造になっていると考える。したがってどちらかと言えば現在の日本の状況は公的年金は賦課方式に近いと考えている。

なお、厚生年金においては、巨額な積立金が存在しているが、これは申すまでもなく、年金制度が未成熟なために、年金の受給者に比べて、保険料の納付者が多いという、単純にそれだけの理由によって生じている。

2番目に年金の何が問題かということだが、人口高齢化によって、もう1つは年金の成熟化によって、保険料の納付者に比べて、受給者の数が多くなった、したがって保険財政が逼迫し、保険料を引き上げないと、年金が運営できなくなるという、このようなことが通常は問題であると考えられている。私の主張したかったことは、それは経済的な問題ではないということである。

つまり高齢者を扶養しなければいけないという負担は、年金制度を通ずるにせよ、あるいは家族の中で負担を通ずるにせよ、人口構造を所与にする限りは、基本的には同一の負担が生ずるわけで、年金の保険料が上昇するということは、このような問題を経済が抱えている、そのような人口構造であるということを、いわばわかりやすい形で示しているにすぎない。年金がどのような点で問題を持つかというのは、やはり先ほど問題にしたように、経済全体のパフォーマンスにどのような影響を与えるかということで、ここでは資本蓄積のことを問題にしたが、それ以外にたとえば、退職の決定に与える問題等々の問題が議論をされている。

なお、通常言われる問題、つまり年金受給者の増加に伴って、負担を引き上げなければいけないということが、厚生省の推計等でも言われているわけだが、このことも実は日本の年金が積立方式でないということを示している。積立方式の年金であれば、いかに高齢者が増大しても、別に将来保険料を引き上げる必要はない。将来給付に必要な保険料は、現実にすでに徴収をしているのであるから、人口構成の変化、あるいは年金の成熟化によって負担率を変える必要はまったくない。それを将来引き上げなければならないということは、実は年金制度がほとんど賦課方式にいまでもなっているということの傍証と言っていると思う。

それから3番目に、先ほど私は公的年金のマイナス面を主張した結論を申しました。ただし私自身はあの結論ほど反動的な人間ではない（笑い）。このような分析を進めているのは、公的年金というのはいったいどのような有益な意味があるかということを探りたいと思っているからである。私はそれに対して私なりの答えを持っているが、それをあえて言わなかったのは、特にこのような会合ではできるだけプロボカティブな形で結論を言ったほうが、皆さんのリアクションを引き出しやすいと思ったからである。私は公的年金のプラスの面は存在すると思っている。

それから隅谷先生が最初に言われた中で、このモデルの性格について、個人単位のモデルである、

共同体的な考え方のモデルになっていないということと言われたが、私も先ほどこのモデルを紹介するときに、家族の役割をここでは考慮していないということを申しました。したがってこれはそのとおりなのだが、ただ問題は家族の役割というのをどうとらえるかということである。

実は家族の役割は、このモデルにおいても、平均的な形では、はいっている。つまり子供が親の面倒を見るということは、ここでは年金の保険料を払って老後に給付をもらうというふうにモデルを立てたが、この保険料というのは実は子供の負担であり、その家族の中で親が扶養されていることが給付であると、このように解釈することもできるわけである。だからその意味ではこのモデルでは家族はいっている。しかしそれは平均的な形でははいっている。そしていったい賦課方式の年金による世代間の移転と、家族の中での世代間の移転というのは、どのように違うか、どこが違うとしてモデル化するかという点が、重要な点だと思う。

これについて私は、皆さんのご意見をうかがいたいと思うが、いま考えているのは、公的年金の給付というのは、あらゆる人に基本的には同一の給付が与えられるが、家族における負担というのはそうではなくて、その家族がたまたま裕福であったかどうかということにかなり依存するということである。つまり家族ないし経済単位が同質的ではなくて、ホモジニアスではなくて、ヘトロジニアスであるということがおそらく、家族の扶養ということの本質的な意味ではないかと思う。そのようなことを描写するようなモデルを、将来はつくっていききたいと思っている。この点についてお考えをうかがえれば幸いである。

以上です。

司会 どうもありがとうございました。

それではご参会の皆さま方のご質問、ご意見をちょうだいしたい。なお、高梨さんと隅谷さんがご用で5時でお帰りになるので、その点もご考慮の上、ご発言をお願いしたい。

伊部(年金制度研究開発基金) 先ほど野口先生のおっしゃった、リアクションの1つにすぎない

が、また隅谷先生のおっしゃるとおり、はなはだ苦手のモデルということが、中心になっていくわけだが、年金と貯蓄の問題についてフェルドシュタインが議論をされて、それがヨーロッパでも大変問題になったということは、先般われわれも勉強をしたところであるが、フェルドシュタインの議論そのものにも、いろいろ問題があるということが、その後アメリカでも言われている。そういう抽象的な議論というのはちょっとわからないのでさておくとして、年金というものが、たとえばこの20年間に、どういう推移を見せたか。

1万円年金と言われたのが40年であり、現在の年金は15、6万円である。もしそれ以前と比較すると、40年年金で比較をしても15倍であるから、70倍か80倍になる。その場合年金が増えれば貯蓄が減るというのが1つの常識だが、そのときに生命保険界の諸君は、こうやって年金の盛り上がったときこそチャンスであるというので、生命保険を売りまくった。そして実際問題として貯蓄も増えたと思う。そこでこの現実をどう評価するか。

それから第2に、公的年金というのは、個人が貯蓄をしないから、政府がそれによって貯蓄をさせるのだとは私は思っていない。それは昔の強制という意味であって、現在は所得再配分、最低生活を保障するということであるから、これはミニマムでなくてはならない。行き過ぎてはいけない。それはそのとおりだが、ミニマムである限り、それは1つの合理的判断ではないか。いわゆる経済人の集合した1億人が選んだ政府と国会が決めた制度である。政府が誤りを犯すことはあるが、政府なるがゆえにすべて合理的ではないということは、ありえないのではないか。

それから積立方式と賦課方式の問題は、ある意味においてマイナーの問題であると思うが、しかし今日においては、積立金はもう大きな問題ではないが、ついこの間までは年金の積立金というのは財政投融资、日本政府が持っているもう1つの予算の、約半分の財源をつくってきた。その使い方が、国鉄の赤字になったという批判もあるが、新幹線にしても、高速道路にしても、半分は年金の金である。これはやはり経済に大いに寄与

したはずだと思う。

それから野口先生は先ほどのモデルでも、昭和20年の50歳から現在80歳に30年延びたと言われたが、50歳から80歳まで30年延びたのは、乳児死亡率とか、結核死亡率とか、要するに若い人の死亡率の改善が大いに寄与しているわけで、60歳以後は4、5年ぐらいではなかろうか。だから p が落ちたから貯蓄が増えるということは、いままでのところはちょっと説明が困難ではないかという気がするので、ここの点をお教え願えればと思う。

それからレーガンの一般教書だが、新聞の見出しには「福祉カット」とあったが、財政均衡法そのものには、国防費と老人所得費は切らないということが書いてある。本当の予算がどうなっているのか、見ていないのでわからないが、法律ではそうになっている。そういうことで新聞の見出しは誤解を招くので、その点を一言申し上げておきたい。

野口 いくつかの点についてご指摘があったので、お答えしたい。

まず第1に公的年金が貯蓄に及ぼす影響についての実証分析に関するご質問があったが、これは皆さんご承知の方が多いと思うけれど、1970年代のはじめにマーティン・フェルドシュタインが非常に有名な論文を書いて、アメリカの公的年金制度によって、アメリカの資本蓄積が半分ぐらいに減っているという、非常にショッキングな実証結果を発表した。これはその後大変な議論を呼んで、いろいろ方法論的な問題、あるいはほかの推計等、現在にいたるまで議論が続いている。

実はこの問題について、実証分析が原理的な面でいくつか問題があるということがわかってきた。それがこの報告の冒頭に言ったように、シミュレーション分析という手法が出てきた背景であるのだが、そのことはちょっと抜きにして、私も実は日本のデータについて、似たような分析をやりました。そのことをここで詳しくお話しする余裕はないが、日本についても公的年金が貯蓄を減らす効果があるという結論を導いている。きょうはそのことについてお話しすることがテーマでは

ないが、キャジュアル・オブザベーション的に言えば、次のようなことを考えていただくと、あるいはおわかりになるかと思う。

公務員と一般のサラリーマンの貯蓄性向を比較してみると、公務員のほうが顕著に低い。これはいくつかの理由があるが、1つの理由として、公務員の場合に恩給、あるいは共済年金というのが、水準が高いだけではなくて、古くからあって、貯蓄、消費のパターンに影響を与えているという解釈が可能かと思う。もちろん公務員対サラリーマンというのは、ほかの要因が影響するので、もう少し精密な実証分析が必要だが、私自身の得た結果は、やはり同じような結論が出ている。ただ、この問題については、繰り返すが非常に多くの議論があるところである。

それから2番目だが、私もご意見のように、公的年金というのは何か意味があるに違いないと思っている。存在するものは必ず意味があるに違いない。それでは公的年金の意味はいったい何なのだろうかということが、こういうことをやっている基本的な理由なのである。

通常公的年金について言われるのは、ご指摘のように最低生活の保障、所得再配分である。このモデルでは低所得者というのは老人であり、高所得者が若い人だから、若い人から低所得者に対して所得移転があるという形でモデルが設定されている。先ほど報告の中に言ったように、公的年金が必要だという論拠は、そういうことから議論されているのだと思う。ところが非常に意外なことに、考えてみれば当然なのだが、公的年金はそのような機能は果たさない。人々が合理的に行動し、資本市場が完全である限り、公的年金はそのような機能は果たしえない。この結論はまだテンタティブであるが、それがどういう意味を持つのか、公的年金というのは本当はどういうことが重要なのかということを、もう少し考えていきたいと思う。

先ほどちょっと言ったが、プラスの機能があると、実は思っているので、それは先ほどらい言っている世代内での保険機能である。それは賦課方式の年金ではなくて、積立方式の年金を考えれば、

非常にはっきりした形で現われる。この保険機能によってたしかに資本蓄積は低下するが、しかし経済的な厚生は増加する。それは当然のことである。保険機能によって人々は利益を得るからである。だから資本蓄積というのは、経済的な厚生を判断する最終的な指標では、必ずしもない。ここで言うウェルフェア、効用を計算する必要があるわけで、効用を計算すると、保険機能だけを取り出してみると、たしかに公的年金はプラスの役割を果たしている。私はそういうことが公的年金の役割ではないかと思っている。ただそれは賦課方式の年金ではなくて、積立方式の年金の場合に、非常にはっきりした形で現われる。

それから第3点だが、先ほども言ったように、現実の人口の推移が主として p の上昇ではなくて、 n の低下によって生じているということは、私も承知している。ここでは乳幼児死亡率の低下ということは、モデルの中にはいていないのだが、 p の上昇はあまり現実重要な問題でないということは承知している。ただこれについては将来 p がさらに上昇するかもしれないという考え方があるということも事実ではないかと思う。

それから最後の点のご指摘のとおりだが、おそらく新聞が報道しているのは、財政均衡法の内容を言っているのではなくて、レーガンが提出した予算についての論評だと思う。財政均衡法というのは、今後それが働くかもしれないという問題である。ただ財政均衡法の内容自体は、おっしゃるように国防と福祉は例外になっている。ただ福祉をどれだけ今後例外にしようかどうかというのは疑問であるという観測が一般的のようである。

阿部 これは私の接したインフォメーションの範囲では、たしかにレーガンは教書の中で、貧困家庭の不安を取り除く、緊急な行動計画を年末までにつくって提出することを求めているが、けさの英字新聞によると、予算の中でプアとエルダリーのヘルス・プログラムに関しては、メイジャー・リダクションするという言葉が使われている。

伊部 その点だが、日本語の社会保障とウェルフェアとは意味が違う。そしてレーガンはウェルフェアは切ったけれど、セキユリティーは切って

いない。ウェルフェアというのはアメリカの場合は……。

阿部 生活保護といった意味がある。

伊部 いや、それより上のほうである。特に社会保障法第20章で平均所得の110%までカバーするように改定したから、非常に多くの部分をカバーしている。だからフード・スタンプなんか中流階級にまでいっている。そういうのを切ろうとしている。これは日本語で言う社会保障ではない。ですからそのへんの誤解を明らかにした議論をしないと、アメリカがこうだから日本もこうだという議論にすぐなる。その点を私は申し上げたのである。

地主 (千葉大学) 野口先生に4点ばかりおうかがいしたい。これは非常に抽象的なモデルだが、それはそれで非常に興味深く先生のお話を拝聴したが、その中で非常に面白いと思いながら、多少疑問に思いましたのは、人口増加率が下がってくると、資本装備率が高くなり、その結果生産性が上がって、結局ウェルフェアが高くなるというご発言でした。たしかに働いている世代の資本装備率が上がり、その労働生産性が上昇するのは事実だけれど、働いている世代そのもののトータルの人口は、相対的に下がる。だから経済全体、ないし総人口の厚生が上がることになるかどうかは、どの程度資本装備率の上昇によって生産性が上がるかということによって決まるわけで、無条件には先ほど言われたような結論は必ずしも出てこないと思うのだが、その点はいかがであるか。これが第1点である。

第2点は、これについては伊部先生からのご質問や、隅谷先生からコメントがあったところと関係があるが、野口先生の議論というのはあくまでも個人が意志決定の主体であるという暗黙の前提の上に立っていると思う。先ほどおっしゃったように賦課方式でやれば間接的にはそうなっているのだから同じだということだが、同じだということになると、これは話は別になってしまうが、その問題にはいる前に申し上げたいことは、仮に家族内で老親を扶養していたという状況を考えて、そこで賦課方式が導入される場合論議される。そ

ういうときにはいったい貯蓄率が下がるかという
と、それはいろんなケースによりけりです。この
導入によって老人の消費が導入前よりも増えるな
らば別だけれども、消費そのものが変わらなけれ
ば、家族が老親のために支出した分が、それだけ
不要になるわけで、家族全体としての可処分所得
は増えるかもしれないということである。だから
こういった方式を取ったときに、老人の消費が増
えるのかどうかということと関係があるわけです。
ところが先ほどのお話によると老人の消費はだん
だん下がっていくというお話もあった。そういう
ふうに考えると、賦課方式を取ったから貯蓄率が
下がる、したがって成長率も下がるというふうに
一義的には必ずしも言えないのではないかと。

それから賦課方式というのは、言ってみれば家
族扶養の別の形態、社会化されたものであるとい
うふうに考えてみるができます。もちろん家族と
社会手段、政府との間には違いがある。それは
扶養できる人も、扶養できない人もいる、貧富
の問題がある。貧富の問題というと、生活保護が
はいってくる。扶養できないようなところでは、
生活保護によって、公費が支出されていくかもし
れない。そういうことも考えに入れると、非常に
抽象的なモデルの段階でも、消費に対してどんな
影響を与えるかということについて、ある種の仮
定を置かないと、いま言われたような結論にはな
らないのではなからうかというのが、第2点であ
る。

それから仮に公的年金を導入することによって、
仮に資本蓄積が減退するということになったにし
ても、いったいそれに見合うだけの資本需要があ
るかという問題がある。たしかに資本の供給が増
えることによって、利子率が下がるかもしれない。
利子率が下がるから、仮に収益率ないし利潤率が
変わらなければ、あるいは投資は増加するかもし
れません。だがこれまた先ほど言われたように、
資本移動というのは、国際的に非常に活発である
から、そういうところまで考慮すると、必ずしも
資本が増えたからと言って、それに見合うような
投資需要が国内で生まれるという保証はないので
はないか。

それから第4点、これは ρ の問題だが、私も ρ
そのものは大幅に改善されるとは、必ずしも思わ
ないが、ただ ρ とはたして言えるかどうかは別と
して、たとえば年金制度というのはリタイアメン
トの時期、ないし引退期間に影響を与えるかもし
れない。そういうふうに見てみると、それが早期
退職ということになって、その結果理論的には貯
蓄率を高めるという働きをするかもしれない。
これも実証分析のレベルでは、なかなかうまい結
果は出てこないのだが、しかしそういうふうに理
論的には考えられる。その点についていかにお考
えでしょうか。

以上4点についておうかがいしたい。

野口　いくつか重要な点についてコメントをい
ただきましたが、簡単にお答えをしたい。

第1点は、先ほど地主先生がご指摘になったよ
うなことを考慮して計算をしている。つまり資本
蓄積の上昇は一方において賃金率を上昇させる
が、他方において利子率を低下させるので、資本
所得は低下をしてしまう。ですから資本労働比率
の上昇は、必ずしもウェルフェアを増大させると
は限らない。それからこのモデルではさらに厄介
なことに、遺産が存在するために、それが人々の
利用可能な資源に影響を与える。そういう厄介な
影響が出てくる。そのことを考慮に入れた上で、
ここでは経済的なウェルフェアというものを、13
ページの11式で計算している。つまり1人の人が
生涯にわたってどれだけの効用を得るかというこ
とを計算している。その結果先ほどのような結論
になるということであるので、さまざまな経済の
一般均衡的な影響を考慮に入れた上での結論であ
る。

2番目の点は大変むずかしい点だが、2点ご指
摘をいただいたと思うが、そのうち2番目の点は
先ほどちょっと触れた点で、すべての家計は同質
ではない、異質であるということが、私もかなり
重要な問題だと思っている。

それから1番目の点もご指摘のとおりで、公的
年金の場合には、政府とある種の契約を結んで、
一定の保険料を払った場合には、一定の給付がく
るということを予測しているわけだが、家庭内の

扶養において、子供からどのような給付を受けるかということは、そのようなはっきりした形でわかるのかどうか。おそらく老人がどのくらいお金を子供からもらえるかというのは、過去にどれだけ恩義を与えたかによるのではなくて、そのときの経済状態によって受動的に決まってしまうということが、おそらくあるのではないか。そういうような点においても公的年金と家族内の扶養は違うということは、ご指摘のとおりであり、そういう点が重要だと思う。だから2番目の点は、ご指摘のとおりだと思う。

3番目のご指摘もそのとおりであって、ここでは投資函数という概念はない。蓄積された資産はすべて生産に利用されるという簡単な仮定を置いている。その点において問題があることはいうまでもないが、ただ、ここで考えているような長期的な経済モデルにおいて、投資需要という概念を導入するのは、大変むずかしいということも、一方において事実である。だからその点において問題があることも事実だが、このような仮定でいろいろな結論が出てくるわけで、それらは一定の意味があると考えている。

第4点も大変重要な点である。これは実はフェルドシュタインの議論でも問題にされていた点で、公的年金は一方において退職年齢を引き上げるかもしれない。それによって人々は、それに備えて、蓄積を増やすかもしれないという、このような可能性が指摘されていた。したがって実は実証分析ではそのような効果と、それから先ほどの資産代替効果と、どちらが強いかがということが問題にされているわけだが、私がきょう申し上げたようなたぐいのシミュレーションモデルで、その効果を考慮に入れて、どちらが強いかなという分析はすでにあって、コトリコフという人の分析があるが、彼の結論では、通常の場合には、引退促進効果による影響のほうが小さい、したがって公的年金は差し引き資本蓄積を減少させるという結論を出している。

私のモデルは3期間モデルなので、引退期間ということを変化させられないので、引退期間の問題を分析するためにはもっと精密なモデルをつく

る必要がある。3期間ではなくて、55期間のモデル、つまり1時点において55の異なる世代が併存するような、シミュレーションモデルをつくって、その結果も少しずつ出てきている。いま4番目にご指摘になった、引退期間に与える影響ということは、そのモデルを使って分析をする、1つの重要なテーマである。

江見（帝京大学） 高梨先生のお話は、産業社会に妥当してきた社会保障制度を、21世紀に向かってどのように改革していかなければならないのかということ、労働サイドから、うまく整理なさったと思う。その最終的な結論は、そのような背景のもとに、現在の保険の統合一元化といったようなことがおのずから出てくるのではないかなという点と、社会保障目的税の創設という、この2点ではなかったかと思う。そこで、保険の統合一元化については、現に年金などはその方向に向かって進んでいるし医療も含めて、現に行われている方向が、先生のお立場から見てどう評価されるかという点が1点である。

もう1つは、社会保障目的税の創設について、サラリーマンと自営業の不公平といったことも、それを取り入れることの理由としているが、それ以外に何かより積極的な理由を挙げたらどうかということである。

それからそのことと関連をして、公的保険を補完する民間保険の導入ということについて、先生はどう評価されるかということについておうかがいしたい。

高梨 私は年金制度の統合一元化については、プラスの評価をくだしている者です。ただ、既存の制度というのは、既得権があるので、ある程度政治的に妥協しながら進まざるをえない。しかし方向性としては賛成しています。

それから社会保障税ですが、いまの直接税は法人事業税でも、個人所得税でも、もう税率は上限だろうと思う。むしろ累進税率を低めていく方向で議論が進みつつあると思う。では財源調達をどうするか、特に社会保障費をどう負担していくかということになる。いまのところ社会保険と言っても、保険原理で運用されていないのが実態だと

思う。たとえば雇用保険も本来なら保険原理であるべきなのが残っていない。社会福祉の側面をかなり持ってしまう。そういうところから言えば、社会保障税で財源調達をして、年金と医療の給付の財源に充てざるをえないと考えている。

それから民間の保険の活用ですが、おそらくこれは、今回の老齢年金の給付率の低下に伴って、若い世代では急速に進むだろうし、民間の営利保険会社も、そういう新種保険をどんどん開発するに違いない。こういう予想は持っている。そしてそれはだいたい望ましい方向だろうと、私は見ている。

江見 付加価値税の創設と関連して、前の厚生大臣がお辞めになるときに提唱なさった、社会保障特別会計を分離するという考え方については、どうお考えですか。

高梨 大河内会長が社会保障制度審議会の会長のときに出した、所得型の間接税みたいなものがありました。これはそのあと大平内閣が一般消費税を出して、事実上お蔵にはいってしまったのですが、あの議論をもう一ぺん私はしてみるべきだと考えています。間接税というと大衆課税だということで、一般に強い反発があるが、いま大衆は負担能力のない状況かということ、そうはとうてい言えないと思う。もちろんハンディキャップを持った人達とか、欠陥世帯は問題があるが、それ以外の通常の労働能力を持っている人はそれほど稼働能力がないわけではないので、間接税の負担が直ちに問題になるという、そういう経済構造では日本の社会は決してないと思う。

山田 (研究所顧問) 高梨さんに細かい点を1つおうかがいたい。あなたの結論の部分でホワイトカラー自営業とか、あるいはサラリーマン自営業とか、そういうものがしだいに多くなるという指摘があった。それはそのとおりだと思うのだが、それとはちょうど逆な現象もあるのではないかと。たとえばパートタイムの人が厚生年金とか、組合健保にはいる、また農業のほうでも、農業サラリーマンというのが、国民年金とか、国民健保から離れていく傾向があるので、その点も合わせ

て、就業構造の変化ということから、お考えになる必要があるのではないかと思うのだが、いかがですか。

高梨 そのとおりであって、パートタイマー市場の実態調査をして、いま集計結果を検討しつつありますが、仮説はさっき申し上げましたように、パートの中にも2つのタイプがある。暇潰しパート的に、非課税限度額をメドに雇用調整をしてしまうようなパートと、長期勤続する熟練パートと、こういう2つの層にいま分極化しつつある。熟練パートのほうは、フルタイムですから、社会保険に加入し負担もできると思う。暇潰しパートのほうは、夫の庇護のもとにはいるという、こういう構図で進むと思う。そのへんは今度の年金法で、専業主婦の年金給付をどうするかとか、妻の年金権で空期間をどうするか、だいたい女性のほうに傾斜しすぎているので、将来問題が出るのではないかと考えている。

山田 給付という点からいうと、国民年金や国民健保から離れる傾向のほうが強くなるのではないかと。所得の捕捉が非常にむずかしいとか、それをくぐってできるという点では、自営業のほうがいいでしょう。

高梨 被用者健保なり、被用者年金に加入したいというニーズは、大勢を占めていないと思う。

山田 程度の問題だけど。

高梨 そのへんはもう少し調べてみないとわからない点はいくつかあるので、断定的には私もまだ予測はできていませんが。

副田 (筑波大学) 阿部先生にうかがいたい。21世紀の社会保障ということで、社会保障の国際化の問題に触れられて、2つのことをおっしゃったように思う。1つは既存の社会保障の制度を国際的に利用することが可能であるか、そのためにはどういう技術的な工夫が必要かということで、たとえばスウェーデンとか、デンマークの人が、スカンジナビア圏のほかの国で病気になった場合という例を出されました。

それからもう1つ、開発途上国の援助ということを出された。これは最初に出されたものとはだいぶ性格が違う。前者のほうについてはたぶん

技術的な問題だろうと思うが、後者のほうについて、これは十分に基礎的な知識がないままにうかがうのだが、こういった開発途上国への援助ということは、現実に行われているわけだが、これを社会保障という概念に入れる、社会保障の枠の中で考えるという、そういった研究の先例があるのかどうかということが1つと、それからたぶん阿部先生は21世紀の社会保障の中にこれを入れて考えられていると思うのだが、そういうように社会保障の概念に、これを入れることに、どういう積極的な意味があるのかということである。これは権利保障という点で考えました場合に、言葉の上で入れても、実質的に社会保障の名に値するものに、なかなかならないのではないかという気もするのです。それもあまり正確な知識ではないのですが、そのへんで阿部先生のお考えをおうかがいしたい。

阿部 私も十分な知識を持たないまま申し上げるのだが、いまおっしゃった既存の制度の枠を拡大する可能性を、たしかに申し上げました。私はさしずめ、さっきもご指摘があったが、在日の外国人に、社会保障制度の適用を、もっと積極的にすべきではないかと思う。それは留学生、研究者以外に、在日韓国人とか、中国人を含めて、社会保障の充実をはかることが必要ではないか。

もう1つは、私の中にあるのは福祉であって、国際社会福祉会議を控えているので、いっそうそのことを切実に思っている。実は2年前にカナダのモントリオールで、第22回の国際社会福祉会議が開かれたときに、カナダが約100名の途上国の人々を招待して、10日間の会議を含めて、カナダの各地の旅行、研修、視察プログラムを提供しました。それには相当の費用がかかるわけだが、そ

の3分の1を、シーダーというカナダの、日本で言えば海外協力基金のようなものが出している。ところが3分の2はカナダの福祉関係者が拠金をしている。そして拠金と同時に、各地の旅行、滞在、食事、案内等を全部福祉関係者がボランティアで世話をしている。これに対してわずかではあるが、各国からの参加者が連帯資金を、バザーをしてつくって、それに入れている。これが大変高く評価されましたので、今回日本で国際社会福祉会議を開くには、どうしてもこのプログラムを導入せざるをえない。またそういう期待が日本に寄せられている。それで大変苦勞させられている。

そういうことで私は開発国の一員として、開発途上国に対していったい何ができるのかという責任を感じており、そういう意識だけが先走っていて、具体的に何をしていいかわからないが、今度の国際会議は、それをとらえる1つのチャンスであろうと思っている。これを土台にしながら、さしずめ交流を深めていくこと、そして交流を通して、日本でも途上国の方々を研修プログラムに招待しているが、こういったプログラムを、福祉の枠の中だが、より意欲的に展開をしなければならぬと考えているので、社会保障という大きなフレームで厳密に国際化を深めることを考えているわけではないので、ご了承ください。

司会 予定された時間がまいりましたので、一応これでこのシンポジウムを閉じたいと思います。司会が非常に不行き届きで、ご発言されたい方がまだ残っていると思いますが、これで終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(1986. 2.6 健保会館)